

Client Alert

30 August 2022

米国外の訴訟手続等における米国のディスカバリー手続の利用：仲裁手続への利用に関する連邦最高裁判所の判断

本アラートに
関するお問い合わせ先：



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com

本クライアントアラートでは、米国外の訴訟手続等において米国のディスカバリー手続を利用することを認める合衆国法典第 28 編第 1782 条（28 U.S.C.§1782）に関する最近の連邦最高裁判所の判例を紹介したい。

米国のディスカバリー手続では、我が国の法制度上は認められていない広範な文書開示や証人の証言録取等の手続が認められている。米国訴訟の被告となった日本企業にとっては、莫大な費用と時間を要するディスカバリー手続は大きな負担であるが、他方で、米国外の訴訟手続等の当事者となっている場合において、このような米国のディスカバリー手続を利用して主張に必要な証拠を取得することが有益となる場合もあると思われる。

仲裁手続に証拠として利用するために本手続を利用することができるかという点について、長い間連邦控訴裁判所の間で判断が分かれており、連邦最高裁判所による判断が待たれていた。本年 6 月、この点についての連邦最高裁判所の判断が示されたところ、以下紹介する。


1. Foreign and international tribunal 及びその当事者への支援（合衆国法典第 28 編第 1782 条（28 U.S.C.§1782））

同条は、連邦地方裁判所に対し、外国の訴訟手続等に対する支援のため、文書開示、証人の証言録取等を行うことを命じる権限を与えている。当該権限の行使が認められる要件は、①「foreign or international tribunal」又は利害関係のある者からの要請であること、②「foreign or international tribunal」の手続において利用されるためであること、③ディスカバリーの対象となる者が当該申請がなされた連邦地方裁判所の区域に居住するか又は当該区域にいることである。

まず、「foreign or international tribunal」は、外国の行政手続や準司法的手続を含み、また、正式な告訴前の犯罪調査も含む。また、要請にあたり、外国の訴訟手続等が係属し又は差し迫っている必要はなく、合理的に見込まれていけば足りる。

同条は、連邦地方裁判所に対し当該ディスカバリーを命じる権限を与えているだけであり、権限を行使するか否かは、連邦地方裁判所の裁量による。2004 年の *Intel* 事件の連邦最高裁判所の判断¹では、裁量判断の際の考慮要素として、①ディスカバリーの対象となる者が外国の訴訟手続等の当事者であるか（当事者である場合、外国の訴訟手続等において当該当事者に証拠の提出を求めることができるため、ディスカバリーを認める必要性は、当事者ではない者から証拠を得る場合に比べて通常明白ではない）、②外国の訴訟手続等の性質、特徴、外国の訴訟手続等が米国の連邦裁判所の支援を受け入れ

¹ *Intel Corp. v. Advanced Micro Devices, Inc.*, 542 U.S. 241 (2004)



るか、③外国における証拠収集の制限やその他の外国又は米国の政策を回避する試みを隠しているかを挙げている。また、不当な押し付けや負担となる要請は、却下されるか調整されるとしている。

*Intel*事件の連邦最高裁判所の判断において、仲裁廷が「foreign or international tribunal」に該当すると判断したとも解しうる記述があったことから、その後、仲裁手続に第 1782 条のディスカバリーを利用できるかという点について、*Intel*事件の解釈を巡り、連邦控訴裁判所の判断が分かれていた。

2. 昨今の連邦最高裁判所の判断

今年 6 月、連邦最高裁判所は、仲裁手続の利用のために第 1782 条のディスカバリー支援を利用することができるかについて、以下のとおり判断した²。なお、連邦最高裁判所の当該判断は、2 つの事案が併合されて判断された。

一つ目の事案は、ZF Automotive US が Luxshare に対し事業部門を譲渡したところ、取引後、Luxshare は ZF が事業部門に関する情報を隠していたとして詐欺を主張した。契約上、紛争解決方法として、ベルリンを拠点とする私的な紛争解決機関である German Institution of Arbitration e. V. (DIS) の仲裁規則に基づく仲裁が規定されていた。Luxshare は ZF に対する仲裁提起を予定しつつ、ZF 及びその senior officer からの情報取得を求めて、連邦地方裁判所に第 1782 条に基づく申立てを行った。

二つ目の事案は、リトアニアの銀行である AB banks SNORAS (Snoras) が債務不履行となり、リトアニアの国営銀行によって国有化され、一時的管理人が選任された。その後、リトアニア当局は、Snoras の倒産手続を進めたところ、Snoras のロシア投資家の権利を保護するために設立された The Fund for Protection of Investors' Rights in Foreign States が、リトアニアは Snoras の財産を収用したとして、リトアニアとロシアとの間の投資協定に基づき、リトアニアに対し、UNCITRAL 仲裁規則に基づく国際投資仲裁を提起した。当該 Fund は、仲裁提起後仲裁人の選任前に、Snoras の一時的管理人及び当該管理人が CEO を務める AlixPartners からの情報取得を求めて、連邦地方裁判所に第 1782 条に基づく申立てを行った。

いずれの事案においても、連邦地方裁判所及び連邦控訴裁判所は、当該事案における各仲裁廷は、第 1782 条の「foreign or international tribunal」に該当するとし、ディスカバリーを認める判断をした。しかし、連邦最高裁判所は、以下のとおり、政府又は政府間の判断機関のみが「foreign or international tribunals」に該当し、私的な判断機関は該当せず、本事案のいずれの仲裁廷も「foreign or international tribunals」には該当しないと判断した。

最高裁判所は、最初に文言を検討し、「tribunal」との文言は、裁判所と同義として使用されることもあれば、より広く判断機関として使用されることもあるが、「foreign tribunal」、「international tribunal」として文言を捉えた場合、通常「foreign」は他国に帰属するものを意味し、「foreign tribunal」は、外国に属する tribunal であって、単に外国に所在する tribunal ではないと解するのが自然であるとした。そして、外国に帰属する tribunal は、その国によっ

² *ZF Automotive US, Inc., et al. v. Luxshare, Ltd.*, No.21-401_U.S._ (June 13, 2022) 及び *AlixPartners, LLP, et al. v. The Fund for Protection of Investors' Rights in Foreign States*, No.21-518_U.S._ (June 13, 2022)



て与えられた主権 (sovereign authority) を有しているとした。また、「international tribunal」についても、2以上の国家が関与するか、2以上の国籍を有する者が関与するか、のいずれの意味もありうるが、異なる国籍を有する判断権者の存否をもって第 1782 条の適用の可否が異なることはおかしいとして、前者と解すべきであり、2以上の国が tribunal に公的な紛争解決権限を与えているものを意味するとした。したがって、「foreign tribunal」及び「international tribunal」は、いずれも 1 又は複数の国から政府権限 (governmental authority) を与えられた tribunal を意味するとした。

また、連邦最高裁判所は、第 1782 条の目的は、礼讓であり、連邦裁判所に外国及び国際政府機関への支援を認めることで、外国政府への敬意と米国に対する同様の支援を促すことにあるとした。また、同条の制定や改正経緯から鑑みても、当初は外国の裁判所のみを対象としており、その後対象が拡大されたが、公的機関の対象を拡大したと考えられ、公的機関から私的機関にまで拡大したものではないとした。

さらに、Federal Arbitration Act (FAA) に基づく米国内の仲裁においては、仲裁廷のみがディスカバリーを求めることができ、また仲裁前のディスカバリーを認めていないところ、仮に第 1782 条が私的仲裁に適用されるとなれば、米国内の仲裁よりも外国の仲裁においてより広くディスカバリーが認められることとなってしまう、その正当性は認められないとした。

以上により、連邦最高裁判所は、第 1782 条の「foreign or international tribunal」は、政府又は政府間のものであることを要し、1 又は複数の国から与えられた政府権限 (governmental authority) を行使するものである必要があり、私的な判断機関は該当しないとされた。そして、上記一つ目の事案については、当該仲裁廷は、何ら政府の関与はなく、「foreign or international tribunal」に該当せず、第 1782 条に基づくディスカバリーは認められないとした。また、二つ目の事案については、一方当事者が国家であり、私的契約ではなく投資協定に基づく仲裁ではあるものの、ロシア及びリトアニアが、当該紛争解決のために構成されたアドホックな仲裁廷に対し政府権限 (governmental authority) を与える意図はなく、仲裁廷は両国から独立しており、その構成及び機能において、実質的に一つ目の事案における仲裁廷と異ならないとし、第 1782 条の「foreign or international tribunal」には該当しないと判断した。

3. まとめ

本連邦最高裁判所の判断は、これまで争いがあった仲裁手続に第 1782 条のディスカバリー支援が認められるかという点についてなされており、極めて興味深い。

なお、本連邦最高裁判所は、国家がアドホックな仲裁廷に対し、公的権限を与える可能性を排除していないとも述べており、問題は、国家がアドホックな仲裁廷に対し、政府権限 (governmental authority) を付与する意図があったかであるとしている。また、投資協定に基づく投資仲裁の場合において、本件のように UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁ではなく ICSID 仲裁であった場合に、当該仲裁廷が第 1782 条の「international tribunal」に該当するか否かについては、未だ議論の余地があるように思われる。